

令和5年度 第3回福岡地方最低賃金審議会 資料目次（その2）

[福岡県最低賃金（意見書） 関連]

労働者側

- 資料 1-1 2023年（令和5年）最低賃金改定に関する意見書（福岡県労働組合総連合） . . . 1
- 資料 1-2 最低賃金の改定に関する意見書（平和・労働・人権北九州共闘センター） . . . 3

使用者側

その他

- 資料 3-1 最低賃金の改定に関する意見書（福岡県） . . . 7
- 資料 3-2 中小企業への支援策を拡充しながら労働者の生活を支えて経済を活性化
するために、最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明
（福岡県弁護士会） . . . 13

福岡地方最低賃金審議会

会長 丸谷浩介 様

2023年 7月 12日

福岡県労働組合連合会

議長 山下 博

2023年(令和5年)最低賃金改定に関する意見書

働く者の労働条件の改善、くらしの向上などにご尽力のことと存じます。

さて、日本の労働者賃金は実質で3%減少するなど、物価の急上昇に対して賃金が増えていません。一般的に、所得が少ないほど生活必需品の支出割合が多いため、最低賃金で生活する労働者の生活は困窮しています。

福岡県労連は、安定して良質な職場で安心して働き続けられること、健康で文化的な生活が営めるため必要な十分な賃金水準を実現するために、最低賃金法第25条第5項に基づき福岡県最低賃金審議会に対して下記の項目を求めます。

記

1. 福岡県の最低賃金を早期に1,500円以上に引き上げるため福岡地方最賃審議会として十分な審議を尽くし、福岡県労連と協議のうえで工程表を作成すること。
2. 中央最低賃金審議会と厚生労働大臣に対し全国一律最低賃金制度の実現を求めること。
3. 最低賃金を所管する厚生労働大臣を通じて、最低賃金が1500円以上を支払う能力を中小零細企業が持つため、具体的な経営支援策とワーキングプア水準以下の低賃金労働者に対しては健康保険や厚生年金、雇用保険など「社会保険料負担の減免」を実効的な支援策として実現するよう必要な措置を講ずることを求めること。
4. 最低賃金に関する審議会や専門部会などはすべて公開とし、例外なくすべての審議について人数制限を設けず傍聴を認めること。福岡県労連の推薦した審議委員は全員が任命されていないため、審議にあたっては福岡県労連としての意見陳述する機会を設けること。





2023年 7月 20日

福岡地方最低賃金審議会
会 長 丸谷 浩介 殿

平和・労働・人権
北九州共闘センター
議 長 竹内 俊

最低賃金の改定に関する意見書

昨年来から続いている物価値上げの勢いは収まらず、6月23日総務省発表の5月の全国消費者物価指数のうち生鮮食品を除く総合指数は前年同月比3・2%上昇、「生鮮食品を除く食料」も前年同月比9・2%上昇となっています。

福岡市の場合でも総合指数は前年同月比3・2%、北九州市でも前年同月比3・3%となっています。帝国データバンクが主要195社を対象に5月31日にまとめた調査によれば、6月の食品値上げは3575品目にも及ぶとされていました。NHKの報道番組で、あるエコノミストは「去年からコストが非常に大きくなり、企業だけでは吸収しきれないということで値上げが進んだ。価格転嫁しきれない部分は今後さらに転嫁しなければならないので、当面、値上げの動きは続くと思われる。生活者の負担としては厳しい状況が今後も続くともみておく必要がある」と述べていました（NHKホームページにも記載）。

このようななかで、今春闘の賃金引上げが注目されていましたが「連合」の調べでは正社員の賃上げ率は平均で3・58%となっていますが、実際の底上げとなるベース・アップでは平均2・12%となっており、22年度の消費者物価指数（生鮮食品除く）の上昇率3・0%には追いついていません。7月12日厚労省発表の中小零細企業の賃金上昇率は前年比0・6ポイント増の2・1%となって26年ぶりの高さというものの、この程度の賃金引上げでは実際の労働者の生活改善につながらないことは明らかです。

7月18日放送のNHKクローズアップ現代では、「食費節約で“低栄養”に！？～「値上げ時代」どう健康守る～」と題する番組を組み、食品の値上げが相次ぐ中、子供の栄養優先で本人（親）の食事を簡素にして節約するあまり“低栄養状態”に陥る人が少なくない、という報道がされていました。このような現実が果たして憲法25条にいう「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」に値するものであるかどうか、鋭く問われなければなりません。昨年も主張した通り、最低生計費調査の結果からみて、時間額1500円以上の最低賃金はどうしても必要です。

ところで、中央最低賃金審議会は4月6日、最低賃金引き上げの目安を示している地域区分をA～Dの4ランクからA～Cの3ランクに変更することを決定しました。その理由は、端的に言えば「地域間格差の是正」にあり、それは労働側だけの主張ではなく、岸田首相自身も政労使会議はじめ様々な場で指摘していることと、加藤厚労大臣も4月11日の記者会見のなかで「ランク数を減らすことでランクごとの目安額の差により生じる最低賃金額の差が従来と比べて生じにくくなる効果も考えられる」と述べているところにも表れています。さらに加藤厚労大臣は「3要素のデータの状況次第では下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得ることを確認した」とも語っています。

現状、最上位額は東京都の1,072円、沖縄県など10県が853円。219円もの深刻な差があります。最低賃金額の全国加重平均は961円で、福岡県でさえそれに遠く及ばない900円です。最下位額の853円が全国10県のうち九州・沖縄に6県も存在しています。人口流出など低すぎる最低賃金の弊害が政権与党のなかからも指摘されているなかで、実額としての時間額1000円以下をなくさなければ弊害に対する効果はないでしょう。同時にこれから出されようとしている「目安」については、AランクよりもBランク、BランクよりもCランクという引き上げ幅にならなければ、格差の解消も実現できないのではないのでしょうか。これらがなかったならば、首相が語ったとされる「地域間格差の是正」も空文句に終わってしまいます。私たちは「なくせ1000円以下最賃、急げ1500円」を強く主張します。

このような最低賃金の引き上げにあたって、いつも問題になっているのが中小企業に対する支援策です。今年5月に開かれた日本弁護士連合会のシンポジウム「最低賃金問題を考える」では、出席された各界の代表者の間では最低賃金の引き上げには同意できるものの、問題は中小企業支援策の拡充にあるという点でおおた一致していました。そのシンポジウムのなかで、現状の中小企業支援策については「額が少ない、使いづらい、手続きが難しい、知られていない」という指摘が出され、自民党からは「支援策として直接引き上げるものがない。」「これを使って上げるというものを求めたい。」というような声も上がっていました。

いずれにしても、最低賃金の引き上げに必要なことは、社会保険料の減免などの支援を行うことであり、その財源については、大企業優遇の税制をあらためるか、巨大な内部留保金から一部充てるなどに、大胆に踏み込むしかありません。

仮に「5～9人零細企業」260万人、「10～99人の中小企業」1087万人を対象として、全国一律最賃1500円のために中小企業の社会保険料の6割を支援するとして、A.健康保険料60%減免⇒1兆8000億円 B.年金保険料60%減免⇒3兆円 合わせて4.8兆円の財源でまかなえるという試算があります（下関市立大学 関野教授による試算）。内部留保513兆円（資本金10億円以上の大企業全産業、金融・保険業を含む）からみればわずかな額です。それでも大企業にとっては手痛い支出というのであれば、最低賃金の経済的効果に目を向けるべきでしょう。先に述べた日弁連のシンポジウムであるパネラーは、1500円に引き上げられた場合の効果として、国内消費需要拡大、それに伴って国内生産の増加、新たな雇用の増加、税収の増加など具体的な数値を提示していました。いくつかの国で最低賃金の大幅な引き上げを行った結果、同じような経済的効果が得られたようです。

最低賃金の引き上げについては、なかなか収まらない物価高のなかで、労働者にとって真の生活改善につながるものになるかどうか、重要な場面を迎えていると私たちは考えています。

つきましては、以上のことを要約して、貴職に下記項目を要請いたします。

記

- 1、少なくとも沖縄と九州各県において1000円以下の最低賃金をなくすこと。そのうえで福岡県における最低賃金を早期に1500円に引き上げるための議論を行うこと。
- 2、国や中央最低賃金審議会に対し、最低賃金全国一律制度の実現とそれに至るまでのプランを求めること。

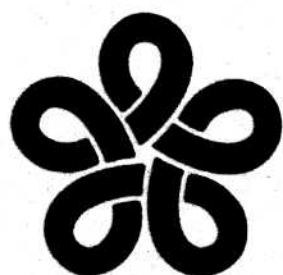
3、国に対し、最低賃金の引き上げにあたって、中小・零細企業に対しては社会保険料の負担軽減など十分な支援策を講じること。大企業に対する優遇税制をやめる、あるいは大企業の内部留保金に課税をかけるなどして、その支援策の財源とすること。

4、審議会での公正な審議を担保するために、福岡地方最低賃金審議会のすべての審議会や専門部会を公開とすること。

以上

福岡労働局長
安達 栄 殿

最低賃金の改定
に関する意見書



令和5年6月

福岡県



最低賃金の改定に関する意見書

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策緩和を受け、インバウンド需要の回復など経済活動の持ち直しが見られます。しかし、ロシアによるウクライナ侵略などの影響により、原油価格・物価が高騰し、県民の生活の基盤が脅かされています。

日本経済を持続的な成長軌道へ戻していくためには、地方創生を強力に推進し、「誰もが住み慣れたところで働く、長く元気に暮らす、子どもを安心して産み育てることができる」地域社会づくりを進めていくことが大切です。その基本となるのは、労働者の生活を支える賃金です。経済の好循環を生んでいくためには、今後も継続的に消費が喚起されていくことが重要です。

最低賃金の持続的な引上げは、すべての所得層での賃金上昇、消費の拡大、企業収益向上の好循環に資するものと考えられます。経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）においても、「今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。」とされているところです。

一方で、賃上げの環境整備には、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われる必要があります。とりわけ、経営基盤が弱く、雇用維持に懸命な努力をしている地域の中小企業・小規模事業者への影響が大きく、国による支援の強化が不可欠です。

国におかれましては、このような趣旨を御理解の上、下記のとおり実現されますよう提言致します。

記

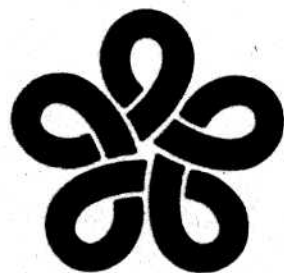
- 1 原油価格・物価高騰により厳しい経営状況に置かれている地域の中小企業・小規模事業者に対し、経営力の強化や経営の安定化を進め、賃上げ原資の確保につなげるため、生産性の向上や、価格転嫁の円滑化に向けた取組の継続、賃上げを行う中小企業に対する補助金の拡充など、総合的な支援・諸施策を強力に実施すること。
- 2 また、そうした施策の実施に当たっては、中小企業・小規模事業者がしっかりと利活用できるよう、周知広報を徹底するとともに、手続きの簡素化など、事業者の負担軽減を図ること。
- 3 その上で、昨今の賃上げの流れを持続的なものとするためにも、最低賃金の着実な引上げを行うとともに、最低賃金の地域間格差の是正に向けて、必要な措置を講ずること。
- 4 併せて、社会保障制度・税制上のいわゆる「年収の壁」について、最低賃金を含む賃金水準の上昇に伴って被用者の就業調整が行われ、労働力不足による職場環境の悪化が引き起こされることのないよう、所要の見直しを行うこと。

令和5年6月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡地方最低賃金審議会会長
平木 真朗 殿

最低賃金の改定
に関する意見書



令和5年6月

福岡県



最低賃金の改定に関する意見書

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策緩和を受け、インバウンド需要の回復など経済活動の持ち直しが見られます。しかし、ロシアによるウクライナ侵略などの影響により、原油価格・物価が高騰し、県民の生活の基盤が脅かされています。

日本経済を持続的な成長軌道へ戻していくためには、地方創生を強力に推進し、「誰もが住み慣れたところで働く、長く元気に暮らす、子どもを安心して産み育てることができる」地域社会づくりを進めていくことが大切です。その基本となるのは、労働者の生活を支える賃金です。経済の好循環を生んでいくためには、今後も継続的に消費が喚起されていくことが重要です。

最低賃金の持続的な引上げは、すべての所得層での賃金上昇、消費の拡大、企業収益向上の好循環に資するものと考えられます。経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）においても、「今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。」とされているところです。

一方で、賃上げの環境整備には、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われる必要があります。とりわけ、経営基盤が弱く、雇用維持に懸命な努力をしている地域の中小企業・小規模事業者への影響が大きく、国による支援の強化が不可欠です。

国におかれましては、このような趣旨を御理解の上、下記のとおり実現されますよう提言致します。

記

- 1 原油価格・物価高騰により厳しい経営状況に置かれている地域の中
小企業・小規模事業者に対し、経営力の強化や経営の安定化を進め、
賃上げ原資の確保につなげるため、生産性の向上や、価格転嫁の円滑
化に向けた取組の継続、賃上げを行う中小企業に対する補助金の拡充
など、総合的な支援・諸施策を強力に実施すること。
- 2 また、そうした施策の実施に当たっては、中小企業・小規模事業者
がしっかりと利活用できるよう、周知広報を徹底するとともに、手続
きの簡素化など、事業者の負担軽減を図ること。
- 3 その上で、昨今の賃上げの流れを持続的なものとするためにも、最
低賃金の着実な引上げを行うとともに、最低賃金の地域間格差の是正
に向けて、必要な措置を講ずること。
- 4 併せて、社会保障制度・税制上のいわゆる「年収の壁」について、
最低賃金を含む賃金水準の上昇に伴って被用者の就業調整が行われ、
労働力不足による職場環境の悪化が引き起こされることのないよう、
所要の見直しを行うこと。

令和5年6月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

2023年（令和5年）6月22日

福岡労働局 福岡地方最低賃金審議会 御中

福岡県弁護士会
会長 大神昌憲
(公印省略)

声明文のご送付

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度当会では、下記の声明を公表いたしました。声明の趣旨をお酌み取りの上、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

記

『中小企業への支援策を拡充しながら労働者の生活を支えて経済を活性化するために、最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明』

以上



中小企業への支援策を拡充しながら労働者の生活を支えて経済を活性化するために、最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

福岡地方最低賃金審議会は、昨年度、福岡県最低賃金を前年度比30円増額の時間額900円とする答申を行い、当該答申どおりの改正が行われた。しかし、時給900円は、未だ、いわゆるワーキングプアと呼ばれる水準にとどまっている。

原材料価格の高騰や円安の進行、長期に及んだ新型コロナウイルス問題やロシアのウクライナ侵攻などの影響で、食料品や光熱費など生活関連品の価格が急上昇していること、そしてこの傾向はもはや一過性のものではないことをふまえると、労働者の生活を守り、経済を活性化させるためには、全ての労働者の実質賃金の上昇又は維持を実現する必要がある、そのためには最低賃金額を大きく引き上げることが必要である。

また、最低賃金の地域間格差が依然として是正されていないことは重大な問題である。2022年の最低賃金は、最も高い東京都で時給1072円であるのに対し、最も低い10県では時給853円であり、その間には219円もの開きがある。上述のとおり福岡県も時給900円にとどまっており、東京都とは172円もの開きがある。なお、2021年の最低賃金は、福岡県が870円、東京都が1041円（171円の差）であり、格差はむしろ拡大している。

地域の最低賃金の高低と人口の増減には強い相関関係があり、最低賃金の格差は、最低賃金が低い地域の人口減ひいては経済停滞の要因ともなっている。大都市部への労働力の集中を緩和し、他の地域に労働力を確保することは、地域経済の活性化のみならず、大都市部への一極集中から来る様々なリスクを分散する上でも極めて有効である。

地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、最近の調査によれば、都市部と地方の間でほとんど差がないという分析がなされている。これは、都市部以外の地域では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限され、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。そもそも、最低賃金は、労働者が「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な最低生計費を下回することは許されない。労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、最低賃金の地域間格差を維持することは適切ではなく、地方の最低賃金を都市部の水準まで引き上げることが求められる。

厚生労働省の中央最低賃金審議会に設置された「目安制度の在り方に関する全員協議会」が本年4月6日にまとめた報告では、現行のAないしDの4段階の目安区分を3段階とすることが提案されている。しかし、これではCランクの引上額を、Aランクの引上額より大幅に上回るものとするなど抜本的な方策でも採られない限り、地域間格差の迅速な解消は望めない。中央最低賃金審議会は、現行の目安制度が地域間格差を解消できなくなっている

ことを直視し、全国一律最低賃金制度実現に向けた提言をするなど、地域間格差の解消に向け、目安制度に代わる抜本的改正策を検討すべきである。

最低賃金引上げに伴う中小企業への支援策について、現在、国は「業務改善助成金」制度による支援を実施している。しかし、その支援は未だ十分とは言い難く、日本の経済を支えている中小企業が、最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行うことができるよう十分な支援策を講じることが必要である。例えば、社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減すること、原材料費等の価格上昇を取引に正しく反映させることを可能にするよう法規制することなどの支援策も有効であると考えられる。

当会は、引き続き国に対し中小企業への十分な支援策を求めるとともに、本年度、中央最低賃金審議会が、厚生労働大臣に対し、地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金の引上げを答申すべきこと、福岡地方最低賃金審議会が、福岡労働局長に対し最低賃金の大幅な引上げを答申すべきことを強く求める。

2023年（令和5年）6月21日

福岡県弁護士会

会長 大神昌

